

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第 1 2 2 2 号)

平成 2 5 年 7 月 1 1 日

横 情 審 答 申 第 1222 号

平 成 25 年 7 月 11 日

横浜市長 林 文 子 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 三 辺 夏 雄

横浜市個人情報の保護に関する条例第53条第 1 項の規定に基づく諮問に
ついて（答申）

平成24年 5 月23日健更相第144号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「身体障害者手帳交付台帳（紙ベースの台帳）」の個人情報非開示決定に
対する異議申立てについての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が「身体障害者手帳交付台帳（紙ベースの台帳）」の個人情報を非開示とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「身体障害者手帳交付台帳（紙ベースの台帳）」（以下「本件個人情報」という。）の個人情報本人開示請求（以下「本件請求」という。）に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が平成23年12月26日付で行った個人情報非開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の非開示理由説明要旨

本件個人情報については、横浜市個人情報の保護に関する条例（平成17年2月横浜市条例第6号）第2条第3項に規定する保有個人情報が存在しないため非開示としたものであって、その理由は次のように要約される。

- (1) 本市では、平成9年から導入している福祉関連の個人データを管理するシステム（現在の福祉保健システム。以下「システム」という。）において、身体障害者手帳交付台帳（以下「身障手帳交付台帳」という。）を管理している。

本件請求に当たっては、当初、システム上の個人情報を特定して開示した。その後、異議申立人（以下「申立人」という。）から紙媒体による台帳（以下「紙台帳」という。）も特定して開示することを求められたため、平成23年12月26日健更相第863号により追加で本件処分を行った。

- (2) システムでは、対象者の情報の更新が随時に行えるため、紙台帳は作成していない。必要に応じて、システムから印刷している。なお、申立人は、身障手帳交付台帳はシステムとは別に備えていなければならないと主張しているが、身障手帳交付台帳の作成、保存等の方法について規定はなく、必要に応じてシステムから印刷すれば足りるため、紙台帳は作成していない。

- (3) 申立人が求めるシステム導入前の紙台帳はどうなったかの経緯については、再度書類保管庫等を確認した結果、紙台帳を作成又は廃棄した記録は残っていなかった。

4 申立人の本件処分に対する意見

申立人が、異議申立書、意見書及び意見陳述において主張している本件処分に対す

る意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分を取り消すとの決定を求める。
- (2) 以前、申立人が療育手帳台帳の個人情報本人開示請求を行った際は、紙媒体による療育手帳交付台帳が開示決定されたことから、実施機関は、紙台帳の方を「療育手帳交付台帳」として認めているのである。身障手帳交付台帳に限って、システム上の情報が開示されるのはおかしい。

また、システムの概要及び目的からみれば、システムの導入によって、紙台帳で備えていた療育手帳交付台帳及び身障手帳交付台帳を電子化して備えることは明らかになっておらず、現在の要綱等にも台帳のデータ移行について何ら規定がない。よって、市は、身障手帳交付台帳をシステムとは別に備えていなければならず、システム上での管理を理由に紙台帳が非開示となったことは違法であり、本件個人情報存在すると思われる。

- (3) システムは、あくまで対象事業全てについて個人ごとにデータ管理する方式を採っており、法が要請する、事業ごとの台帳等の管理様式は異なっており、システムによって、単に紙台帳から電子媒体による台帳に移行させたということとはできない。実施機関は、現在、システムによる台帳の管理を行っているのであれば、システム導入前の紙台帳はどうなったのか、経緯を説明すべきである。

健康福祉局障害者更生相談所の情報管理実態は、きわめて杜撰であり、その説明も一貫性がないと言わざるをえない。

5 審査会の判断

- (1) 身体障害者手帳について

横浜市では、身体に障害のある者に対し、自立と社会経済活動への参加を促進し、福祉の増進を図るため、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号。以下「法」という。）第15条に基づき、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号。以下「規則」という。）の別表第5号に掲げる1級から6級までの等級に該当すると認定された者に対し、身体障害者手帳（以下「手帳」という。）を交付している。

- (2) 本件個人情報について

本件個人情報は、申立人に係る身障手帳交付台帳であり、システムとは別に紙台帳として管理しているものである。

実施機関は、本件個人情報はシステムにおいて管理しており保有していないとして非開示としている。

(3) 本件個人情報の不存在について

ア 実施機関は、本件個人情報は保有しておらず非開示としたと主張しているため、平成25年1月24日に実施機関からの事情聴取を行ったところ、次のとおり説明があった。

(ア) 現在はシステム上で身障手帳交付台帳を管理しており紙台帳は存在しない。

また、本件の異議申立てを受けて、紙台帳がどうなったのか経緯を確認するため、執務室、書類保管庫等を改めて確認したが紙台帳を作成又は廃棄した記録が残っていなかった。

(イ) システム導入前は、手帳の交付に係る事項を記録した紙媒体の情報が存在したと考えられる。現存している紙媒体の情報としては、手帳を発行するに際して作成していた身体障害者手帳交付者名簿（以下「手帳交付者名簿」という。）がある。手帳交付者名簿には、手帳の交付番号及び交付年月日、身体障害者の氏名、住所、生年月日、手帳に記載されている障害名などの手帳の情報が記されており、これらの情報は、規則第6条に規定している身障手帳交付台帳に記載すべき事項を満たしている。

これらのことから、システム導入前は、手帳交付者名簿を身障手帳交付台帳としてシステム導入時のデータ入力に用いたとも考えられるが、当時の記録が残っていないため手帳交付者名簿が身障手帳交付台帳であったことを確認することはできなかった。

なお、申立人に係る手帳交付者名簿については、本件請求の対象としてではなく、別の個人情報本人開示請求で、申立人に開示している。

イ 当審査会では、以上を踏まえ、次のとおり判断した。

(ア) 上記(1)のとおり、横浜市では、法に基づき手帳の交付等に関する事務を行っている。身障手帳交付台帳の作成や記載事項については、身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号。以下「施行令」という。）に定められており、都道府県、指定都市又は中核市は、施行令第9条に基づき厚生労働省令に定めるところにより、手帳の交付に関する事項を記載した身障手帳交付台帳を備えることとされている。規則第6条では、身障手帳交付台帳に記載すべき事項は、手帳の交付番号及び交付年月日、身体障害者の氏名、住所及び生年月日、手帳に記載されている障害名及び障害の級別、身体障害者が15歳未満の児童であるときは、その保護者の氏名、住所及び続柄並びに手帳の再交付の年月日及び理由であると規定し

ている。

- (イ) 当審査会が確認したところ、システムには規則第6条に掲げられた上記項目を全て入力できるだけでなく、手帳の再交付、返還、市外転出入、障害証明書の交付状況など、手帳の有期・効力に関する項目が入力できることが認められた。さらにシステムの画面上には、表題として「身障手帳 台帳」と表示されるとともに、それらの個人別の入力項目が同一の画面に表示されることとなり、一元的に管理できることが認められた。

なお、法、施行令及び規則のほかには、横浜市において、身障手帳交付台帳の作成、保存等の方法を定めた特段の規定の存在は認められなかった。

- (ウ) 上記のことから、現在、実施機関は、身障手帳交付台帳をシステム上で管理しているものといえる。しかし、平成9年のシステム導入前にも施行令に基づき身障手帳交付台帳を備えることが義務付けられていたことから、システム導入前には手帳の交付に係る事項を記録した紙台帳が存在し、システム導入時には、実施機関はその情報を用いてシステムヘデータを入力したことが推認できる。この点について、実施機関は、現存する紙媒体の情報として手帳交付者名簿があるが、手帳交付者名簿が身障手帳交付台帳であったことの確認はできなかったとし、さらに、申立人に係る手帳交付者名簿は、本件請求の対象としてではなく、別の個人情報本人開示請求で、申立人に開示したと説明している。

- (I) 当審査会が確認したところ、システム導入前の手帳の交付に関する事項を記載した紙媒体の情報としては、実施機関が主張するとおり手帳交付者名簿以外にはその存在を確認することができなかったが、手帳交付者名簿の記録には、規則第6条で規定されている身障手帳交付台帳に記載すべき事項が含まれていることが認められた。

そうすると、実施機関は、紙媒体で存在する手帳交付者名簿については、少なくともシステム導入前は、台帳として用いていたとも考えられる。

しかし、実施機関が現在利用しているシステムにおける身障手帳交付台帳と手帳交付者名簿を対比してみると、手帳交付者名簿は、規則第6条で規定されている身障手帳交付台帳に記載すべき事項が含まれているものの、それは手帳の交付時の情報に過ぎず、手帳の再交付、返還、市外転出入、障害証明書の交付状況など、その後の手帳の有期・効力に関する項目が個人別に集約され、一元的に管理できるものとはいえなかった。

(オ) 以上のとおり、現在、実施機関は、手帳の交付に関する事項を個人別に集約し、その情報を一元的に管理しているものを台帳としていることからみて、手帳交付時の情報に過ぎない手帳交付者名簿が本件請求の対象となる紙台帳であるとまでは認めることはできなかった。

したがって、当審査会としては、本件個人情報には保有していないとの実施機関の主張は是認せざるを得なかった。

(4) 結論

以上のとおり、実施機関が本件個人情報を存在しないとして非開示とした決定は、妥当である。

(第一部会)

委員 三辺夏雄、委員 橋本宏子、委員 勝山勝弘

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成24年5月23日	・実施機関から諮問書及び非開示理由説明書を受理
平成24年5月29日 (第214回第二部会) 平成24年5月31日 (第207回第一部会) 平成24年6月1日 (第138回第三部会)	・諮問の報告
平成24年6月25日	・異議申立人から意見書を受理
平成24年9月27日 (第214回第一部会)	・審議
平成24年10月11日 (第215回第一部会)	・審議
平成24年10月25日 (第216回第一部会)	・審議
平成24年11月8日 (第217回第一部会)	・審議
平成24年11月22日 (第218回第一部会)	・審議
平成24年12月13日 (第219回第一部会)	・審議
平成25年1月10日 (第220回第一部会)	・審議
平成25年1月24日 (第221回第一部会)	・実施機関から事情聴取 ・審議
平成25年2月7日 (第222回第一部会)	・審議
平成25年2月28日 (第223回第一部会)	・審議
平成25年3月14日 (第224回第一部会)	・審議
平成25年3月28日 (第225回第一部会)	・異議申立人の意見陳述 ・審議
平成25年4月11日 (第226回第一部会)	・審議

平成25年4月25日 (第227回第一部会)	・ 審議
平成25年5月9日 (第228回第一部会)	・ 審議
平成25年5月23日 (第229回第一部会)	・ 審議
平成25年6月13日 (第230回第一部会)	・ 審議